

## 社会福祉法人甲府市社会福祉協議会ホームページ広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人甲府市社会福祉協議会（以下「本会」という。）のホームページ（以下「本会ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第2条 本会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (広告の範囲)

第3条 本会ホームページに掲載する広告は、市民生活に密着した公共性・中立性のあるもので、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他、広告掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

### (規格及びデザイン)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画面表示は、縦 60 ピクセル、横 150 ピクセルとする。
  - (2) データの形式はG I F、J P E G、P N G形式とし、容量は 10 キロバイト以内とする。
- 2 広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。
- (1) 本会の事業であると誤解されるおそれのあるもの
  - (2) 本会ホームページのイメージを損なうおそれのあるもの
  - (3) 画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの
  - (4) 前各号に定めるもののほか、会長が適当でないと認めるもの

### (掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの間とし、1か月を単位に最大12か月連続して掲載することができるものとする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

本会、法人等会員である法人等		本会、法人等会員でない法人等	
掲載申込期間	掲載料	掲載申込期間	掲載料
1 か月	5,000 円	1 か月	5,000 円
6 カ月	20,000 円	6 カ月	25,000 円
1 2 か月	30,000 円	1 2 か月	45,000 円

(掲載位置及び掲載数)

第7条 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページの最下部へ掲載するものとする。

2 広告の掲載数は、会長がその都度定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、本会広報誌やホームページ等で公募するものとする。

(掲載の優先順位)

第9条 掲載する広告の順位は、地域性、公共性の高い広告掲載を優先するものとし、会長は、広告掲載希望者が第7条第2項に規定する掲載数を超えた場合には、次の順位により広告掲載の可否を決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができるものとする。

- (1) 国、地方公共団体並びに公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 私企業又は自営業のうち、公益性の高いもので市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等

2 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第7条第2項に規定する掲載数を超えるときは抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成及び費用)

第10条 広告主は、広告の原稿を会長が指定する記録媒体等により、会長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項に規定する広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載申込み)

第11条 広告掲載希望者は、本会ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)にバナー広告の原稿と記録媒体等を添えて本会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第12条 本会が、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ広告掲載の可否を決定するものとし、広告の掲載を決定したときは広告掲載決定通知書(様式第2号)により、また、掲載できないと決定したときは広告不掲載通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第13条 前条により広告掲載決定通知書を受けたものは、会長が指定する期日までに、第6条に定める掲載料を一括して納入するものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告に関連する財産権のすべてについて権利を有していることを会長に対し保証するものとする。

3 広告掲載された広告に関し、第三者から苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

4 広告主は広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

5 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、本会ホームページの広告の掲載に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。